

東金市市内循環バスへの広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、東金市有料広告掲載要綱に基づき、東金市市内循環バス（以下「循環バス」という。）及び循環バスに関連する市有資産・媒体を活用し、広告を掲載することに関して、必要な事項を定める。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、循環バスの車内及び車体、並びに循環バス停留所の標識柱とする。

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告の掲載位置及び規格は、別表のとおりとする。

(広告の材質)

第4条 広告の材質については、次の各号に抵触しない限り、任意とする。

- (1) 容易に原状回復ができること。
- (2) 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に抵触しないこと。
- (3) 車内での乗客の移動の妨げにならないこと。
- (4) 運転の妨げにならないこと。
- (5) 既存の掲載物の妨げにならないこと。

(広告掲載期間及び掲載料)

第5条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、1年を超えない範囲とする。

- 2 広告の掲載料は、別表のとおりとする。
- 3 月数の計算は、広告を掲載した日から起算し、1ヶ月に満たない場合は切り上げるものとする。
- 4 広告を掲載した循環バスが修繕や車検等により運行できない場合、広告掲載料の返還は行わない。又、広告掲載期間内における広告掲載料の清算は行わない。
- 5 市長は特に必要があると認めた場合は、広告掲載料を減免することができる。

(広告管理費用の納入)

第6条 広告の管理に特別な経費が発生する場合については、広告掲載料とは別に広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が負担し、東金市が循環バスの運行を委託する者に直接納入するものとする。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、循環バスのイメージを損なわないものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が千葉県屋外広告物条例の適用を受ける場合は、同条例に規定する許可を受けなければならない。なお、許可申請手数料については、広告主が負担するものとする。

(広告の作成及び提出)

第8条 広告は、広告主の負担で作成し、東金市が指定する期日に東金市職員の立会いのもとで掲載しなければならない。

(広告の撤去及び原状回復)

第9条 広告の撤去及び原状回復は、広告掲載期間の満了日までに、広告主が行うものとする。なお、撤去及び原状回復に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成25年8月12日から施行する。

別表 （第3条・第5条関連）

広告掲載位置	規格	広告掲載料（月額）
運転手後背部揭示板 （1箇所）	A3横（縦 297mm×横 420mm） 以下	1,000円
車内窓枠 （5箇所）	A3横（縦 297mm×横 420mm） 以下	1,000円
車体	循環バス運行業務の支障にならないもの。	① 1平方メートル当たり 8,000円 （10円未満の端数は切り上げるものとする。） ② フルラッピング 50,000円
循環バス停留所標識柱 （3箇所） ・ ふれあいセンター（2箇所） ・ 中央公園前（1箇所）	A5横（縦 148.5mm×横 210mm） 以下	1,000円